

■ 防火区画に設ける防火戸の区分 (平10.2 [改正]平15.10 平29.4 令2.4)

防火区画の区分		防火戸の区分	閉鎖方式				遮煙性能の要否
			常閉	煙感	熱感	ヒューズ付	
面積区画		特定防火設備	○	○	○	○	×
高層 区画	100㎡	特定防火設備又は 防火設備	○	○	○	○	×
	200㎡	特定防火設備					
	500㎡	特定防火設備					
竪穴区画		特定防火設備又は 防火設備	○	○	×	×	○
異種用途区画		特定防火設備	○	○	×	×	○

- ① 竪穴区画の防火戸にガラリを設ける場合があるが、竪穴区画は煙感連動の防火戸が要求されるので、FD付（ヒューズ付）はこれに該当しない。
- ② 両開きドア、親子ドアで防火区画を構成している場合に、片側ドア又は子扉をフランス落して閉鎖状態とし、自動閉鎖装置が設置されていない例があるが、原則として両方とも自閉装置付きとしなければならない。（この場合順位調整付きとすべきである。）
- ③ 防火戸の床面との納まりは、戸当り付きのくつずりを設け、やむを得ず戸当りを設けない場合でも、くつずりは設けるべきである。

防火区画2

法第34条第2項、法第35条、法第35条の2、法第36条、令第112条、令第122条、令第126条の2、第128条の5 ほか

■ 面積区画（適用除外）等における防火戸等の取扱い（平15.10 [改正]平29.4 令2.4）

面積区画による適用除外等に関する各規定において、その区画の開口部の防火戸及び風道の貫通における閉鎖機能については、下表による。

面積区画等の規定	開口部の防火戸等の区分		風道貫通の閉鎖機能	
	間仕切壁	開放廊下壁	間仕切壁	開放廊下壁
11階以上の面積区画 令第112条第7項	(C) (D)	(E)	SFD F D	SFD F D
避難階段の免除区画 令第122条第1項ただし書	(A)	(E)	SFD	SFD F D
排煙設備の免除区画 令第126条の2第1項第一号	(C) (D)	区画対象外	SFD F D	区画対象外
排煙設備の別棟区画 令第126条の2第2項	(A) (B)	—	SFD	—
排煙設備の同等区画 建告第1436号第四号ニ(三)	(C) (D)	区画対象外	SFD F D	区画対象外
内装制限の免除区画 令第128条の5第1項かつこ書	(C) (D)	区画対象外	SFD F D	区画対象外
非常用昇降機の免除区画 令第129条の13の2第三号	(C) (F) (廊下のみ)	(E)	SFD F D	SFD F D

- (A) 常時閉鎖式又は煙感連動閉鎖式の特定防火設備
 - (B) 常時閉鎖式又は煙感連動閉鎖式の防火設備
 - (C) 常時閉鎖式又は煙感若しくは熱感連動（温度ヒューズを含む。）閉鎖式の特定防火設備
 - (D) 常時閉鎖式又は煙感若しくは熱感連動（温度ヒューズを含む。）閉鎖式の防火設備
 - (E) 特定防火設備又は防火設備で閉鎖機能は問わない。
 - (F) 開口面積が1㎡以内の防火設備で閉鎖機能は問わない。（廊下のみ）
- SFD 煙感連動閉鎖式の防火ダンパー
F D 熱感連動（温度ヒューズを含む。）閉鎖式の防火ダンパー

【解説】 開放廊下壁については、原則として、床面積の算入・不算入にかかわらず、上記の表の取扱いとする。

- 【注】 ① 長屋又は共同住宅の各戸の界壁については、準耐火構造（耐火建築物の場合は、耐火構造）の壁とし、開口部及び風道の貫通は認められない。
- ② 風道により2以上の階にわたり煙が流出するおそれのあるたて穴部分は、煙感連動式の防火ダンパーとする。
- ③ 開放廊下壁に設ける換気口については、開口面積が100cm²以内、かつ、鉄板等で造られた防火覆いが設けられた場合、FD・SFDの設置は不要とする。なお、クーラースリーブ（100cm²以内）については、プラスチックキャップ等を取付ければよいものとする。

■ 階段等の竪穴区画の規定の適用 (平15.10 [改正]平29.4 令2.4)

- (1) 階段部分の竪穴区画については、次の各号に該当する屋外階段であれば、原則として竪穴区画の規定の適用はないものとする。
- ① 令第123条第2項に規定する屋外避難階段に該当しないもの
 - ② 階段の取付け部分（階段の周長部分で出入口、壁等に接する一辺の長さの部分をいう。）以外の外周の延長長さに対して開放部分（隣地境界線又は建築物からの有効距離は適用しない。）の長さが1/2以上のもので又は取付け部分を除き同一方向に開放しているもの
- (2) 最下階の階段区画内から利用される階段下部分の物置等で、段下部分の竪穴区画については、耐火構造等の床で区画する必要があるが、鉄骨階段の段裏部分にロックウール厚30mmを吹付け被覆した場合でもよいものとする（避難階段、特別避難階段を除く）。

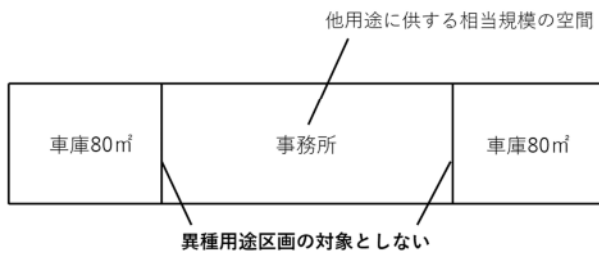
【解説】 屋外階段については直接外気に開放されているため、屋内階段よりも火煙の影響を受けにくいので、上記（1）該当すれば区画を不要とした。

■ 異種用途区画の規定の適用 (平15.10 [改正]平29.4 令2.4)

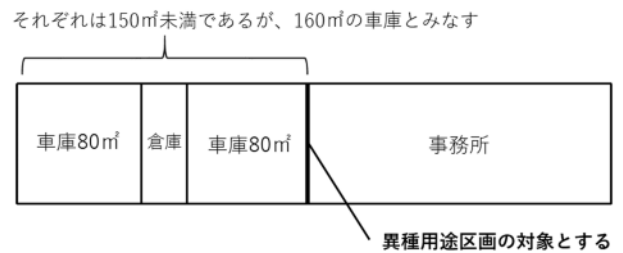
(1) 令第112条第18項に規定する「建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合…」とは、建築物の棟ごとで各号の用途、規模に該当する場合をいい、各号に該当する部分が複数箇所ある場合は、そのすべての部分について、その他の用途部分と異種用途区画しなければならない。ただし、異種用途であっても、その関係が主たる用途（物品販売店舗、ホテル等）と、従たる用途（喫茶店、食堂、レストラン等）の場合であることが明確に判断でき、「建築物の防火避難規定の解説2016」P130のイ～ニ全てに該当する場合は、異種用途区画の対象としない。

また、各項各号の用途に該当する2以上の部分が、相互間に他の用途に供する相当規模の物理的空間を有するなど、離れて存在していると明確に判断できる場合は、各項各号に該当する規模未満の部分については、異種用途区画の対象としない。

【例】車庫部分が離れて存在している場合



【例】車庫部分が近接している場合
(離れて存在していると明確に判断できない場合)



(2) 法別表第1(イ)欄(6)項に掲げる自動車車庫については、原則として、誘導車路、操車場、乗降場及び車庫のための管理室、機械室、通路、階段その他これらに類する部分は車庫の用途に供する部分に含まれるものとする。また、自動車修理工場についても同様に、原則として、工場のための管理室、休憩所、更衣室、機械室、部品庫その他これらに類する部分は工場の用途に供する部分に含まれるものとする。

したがって、上記の部分を含む自動車車庫等が法第27条の規定に該当する場合は、その他の部分と異種用途区画しなければならない。

(3) 自動車車庫との異種用途区画に用いる特定防火設備（換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該区画を貫通する部分に設けるものを含む。）の車庫側に設ける感知器は、原則として熱煙複合式感知器とする。自動車修理工場についても同様とする。

ただし、異種用途区画を貫通する小規模な機械室、ポンプ室、受水槽室、便所等の換気口については、天井高の1/2以下にあり、かつ、2以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合は、温度ヒューズによる防火ダンパー（鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上のものに限る。）による区画とすることができる。

【参考】 ◇ 物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い（建築物の防火避難規定の解説2016（日本建築行政会議）P130）

■ 常時閉鎖（開放）式防火設備等の取扱い（平15.10 [改正]令2.4）

令第112条第19項に規定する防火設備等（常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のもの）で3㎡以内のものにあつては、昭和48年建告第2563号を適用せず、くぐり戸の設置を要しない。ただし、シャッターにあつては、この限りでない。